

箕面市立障害者福祉センターささゆり園指定管理者公募に関する質疑回答書

	質問	回答
1	<p>これまでの業務仕様書や経過に基づき、「医療的ケアを必要とする障害者」の受入を優先してきた状況がありますが、今回の業務水準書では「医療的ケアを必要とする障害者」の受入が明記されていないのはなぜですか？</p> <p>次期指定管理期間においても、これまで通り「医療的ケアを必要とする障害者」「重度重複障害者」を優先して受け入れていくことに相違ないと考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>業務水準書には明記しておりませんが、これまで通り医療的ケアを必要とする障害者及び重度重複障害者を優先して受け入れてください。</p>
2	<p>募集要項において、設定されている指定管理料の上限額について、具体的な積算根拠や積算内容の内訳を教えてください。</p>	<p>生活介護サービスにおいては医療的ケアを必要とするなど重度重複のかたの受入を前提としており、法定配置の人員に加えて、必要と見込まれる人員等を勘案し、指定管理料の上限額を算出しています。なお、算出にあたっては、国の統計(賃金構造基本調査)などを参考にしています。</p>